

推進編

第 4 章

1 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりの推進方策

2 景観づくりの推進体制

1. 景観づくりの推進体制

1 景観づくりの推進方策

1. 景観づくりの推進方策

本計画で掲げた景観づくりの基本目標、方針を実現するための推進方策を記載します。方策はビジョン編に対応し、骨格となる景観づくりと身近な景観づくりに分けて記載するとともに、景観づくりを推進する土壌を耕すことを目的として、景観づくりの普及啓発についても記載します。

推進方策の凡例	【取組の主体】	【取組の実施期間】	
	公：行田市	短期	：概ね 5 年以内に着手
	民：市民、団体、事業者	中長期	：概ね 5～10 年以内に着手
	○：一人ひとりからはじめられる取組		

1) 骨格となる景観づくり

主に行政が推進する面、軸、眺望、ゾーン等、市の骨格となる景観づくりの取組を記載します。

(1) 建築物・工作物の景観誘導

短期

公

事前協議制度等を活用したメリハリある届出制度の運用により場所の特性に即した景観形成を推進します。

(2) 屋外広告物の景観誘導

短期

公

屋外広告物を景観の重要な構成要素として位置付け、景観の配慮事項を示すとともに事前協議制度の運用により、景観の観点でも協議・誘導を図ります。

(3) 公共施設の景観誘導

短期

公

公共施設（道路、河川、公園及び公共建築物等）は、良好な景観形成のための先導的な役割担うことから、行田市景観条例 26 条に基づき、景観形成の基本的な指針や運用についての事項を定めたガイドラインを策定し、公共施設の整備における景観の誘導を図ります。

(4) 重点的な景観づくり

優先度の高い地区：短期

中長期

公

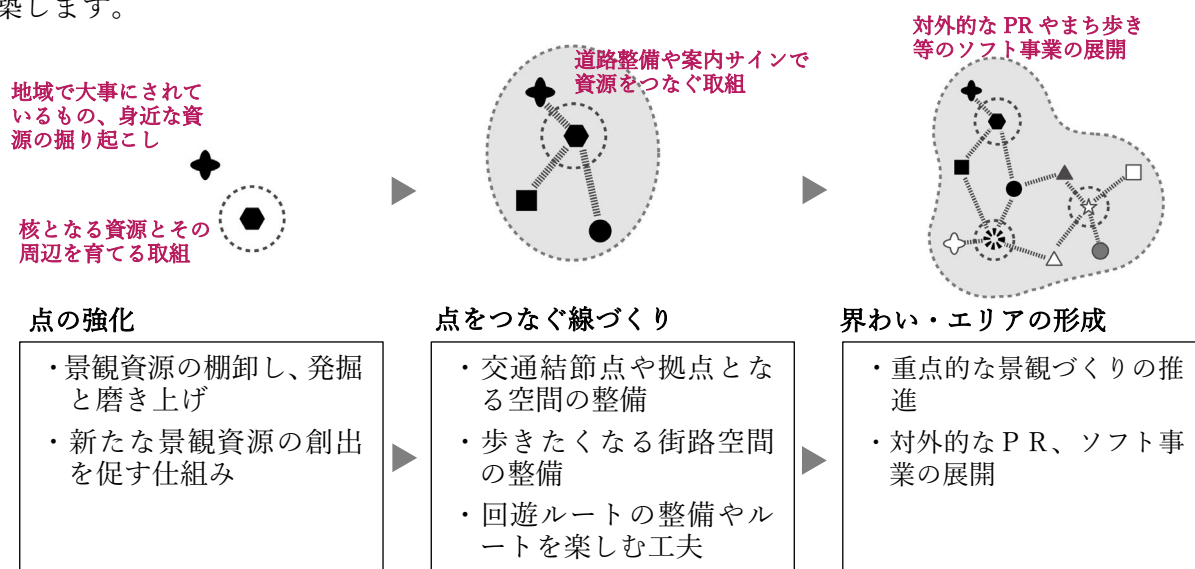
民

景観上特に重要な地区として本計画に指定要件や候補地を示している景観づくり推進地区・景観づくり重点地区については、これまでの景観づくりの蓄積、今後の取組や機運の高まりなどを踏まえて段階的に指定を行います。指定地区においては、より細やかな基準等を別に定め、行政、市民、事業者が目標を共有して更なる景観誘導を図ります。

2) 身近な景観づくり

身近な景観資源を活かし、市民ひとりから始められる取組を記載します。

場所により特性や景観資源、取組の状況は様々であることから、景観づくりに取組む個人や団体が、取組の段階に応じて、活用・参加しやすいステップアップ型の施策を構築します。



(1) 点の強化

①景観重要建造物・樹木の指定

中長期

公

民

- ・道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、指定方針のいずれかの要件に該当する建造物・樹木のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものについて、所有者と協議し、景観重要建造物・景観重要樹木として指定します。

景観重要建造物・樹木の指定方針
☐ 建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有している (歴史・文化的な意義がある、地域における生活や産業から形成された地域固有のものである、景観形成に先導的な特徴がある等)
☐ 地域のシンボリックな存在であり、市民に広く親しまれているものであること
☐ 景観的な価値が対内外的に評価されているものであること (県、国の景観表彰を受賞したもの／登録有形文化財／本市独自の景観資源制度等を創設した場合はその認定を受けたもの等)

(景観重要建造物の指定候補例)

- ・旧小川忠次郎商店店舗及び主屋、武蔵野銀行行田支店店舗、十万石ふくさや行田本店店舗、大澤家住宅、彩の国景観賞(満る岡)、蒸気機関車「C5726」貴婦人、旧忍町信用組合店舗 等

(景観重要樹木の指定候補例)

- ・前玉神社の榎、真名板薬師堂の公孫樹、長久寺の公孫樹、佐間天神社の樺群、遍照院の椎 等

②新たな景観資源の創出 中長期

- ・空き家、空き店舗、低未利用地を活かして新たな景観資源を創出します。 民
- ・空き家等と活用者のマッチング支援や改修補助等を検討します。 公

③個人や地域で始める景観づくり 短期 中長期

- ・軒先の清掃や植栽・花植え等、外からの見え方に配慮します。 民 公
- ・身近な公園や河川用水の美化活動等へ参加します。 民 公

【市内の実践】公園や河川の美化活動

- ・自治会による公園の花植えやボランティア団体による河川の美化・自然に親しむ活動等、民間が主体となった景観づくりが行われています。



市民活動の場にもなっている忍川



環境整備ボランティアによって花植えがされている公園内の花壇

(2) 点をつなぐ線づくり

①まち並みづくり認定制度 短期 公 民

- ・隣り合った三軒以上の人たちが自主的に景観づくり（花手水の設置、植栽、花壇づくり、イルミネーションの設置等）を協力して行う協定を結び、認定や費用を補助する制度の構築を検討します。

【市内の実践】軒先を花や緑で彩る取組

- ・軒先や店先を花や緑、あしらいもので彩っている住宅や店舗もみられ、身近な景観づくりを楽しんでいる様子が伺えます。
- ・まちなかでは花手水を設置する取組が進められています。

②巡りたくなる道づくり 短期 中長期

- ・交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備を推進します。 公
- ・自転車走行空間やサイン等の整備と維持管理、シェアモビリティの拡充を図ります。 公
- ・安全で快適な歩行空間と良好なまち並み景観形成のため、無電柱化を推進します。 公
- ・回遊ルートの整備やルートの魅力化、周知を推進します。 公 民
- ・街路や回遊ルートの美化活動や植栽・花植え等へ参加します。 民 公

(3) 界わい・エリアの形成

①景観資源のネットワーク化

中長期

公 民

- ・景観資源銘板やオリジナルグッズの製作・配布、観光関係者や事業者等との協働によるツアー開催等、景観資源の整備・活用を図ります。
- ・花手水を活かしたイベント、回遊マップの作成やツアー等の取組を継続発展します。

【市内の実践】足袋蔵や花手水を巡る取組

- ・日本遺産の足袋蔵や建物、花手水スポット、市民マルシェ等をスタンプラリーで巡り、足袋蔵の再活用や市民活動等を知ってもらうイベントを年に数回開催しています。



足袋蔵を巡る案内サイン

3) 景観づくりの普及啓発

景観を学び、発信し、支えるための取組、仕組みづくりについて記載します。

(1) 景観サポーター制度

短期

中長期

公 民

既存の美化清掃、花植えの活動団体を含む、景観資源の維持管理や活用、広報活動（取材・記録）への協力、屋外広告物点検への協力、景観ツアーのガイド等、景観づくりを担う個人・団体を景観サポーターとしての認定を検討します。

(2) 景観づくり団体の認定等

短期

中長期

公 民

地域の景観形成に積極的に取組む団体等を景観づくりのパートナーとして認定・指定できる制度を構築します。

具体的には、主体的に景観づくりに取組む市民や事業者で組織する団体（景観づくり団体）の認定、景観の保全・整備・支援に関して一定の業務を適正かつ確実に行うことのできる法人を景観整備機構として指定します。景観づくり団体は、お住まいの地域や親しみあるエリアでの身近な景観づくり等を、景観整備機構は独自の資産認定制度の運用や情報発信、地域の景観づくりに関する活動のコーディネート等を市と連携し進めていくことが想定されます。

(3) 景観づくりへの啓発

短期

中長期

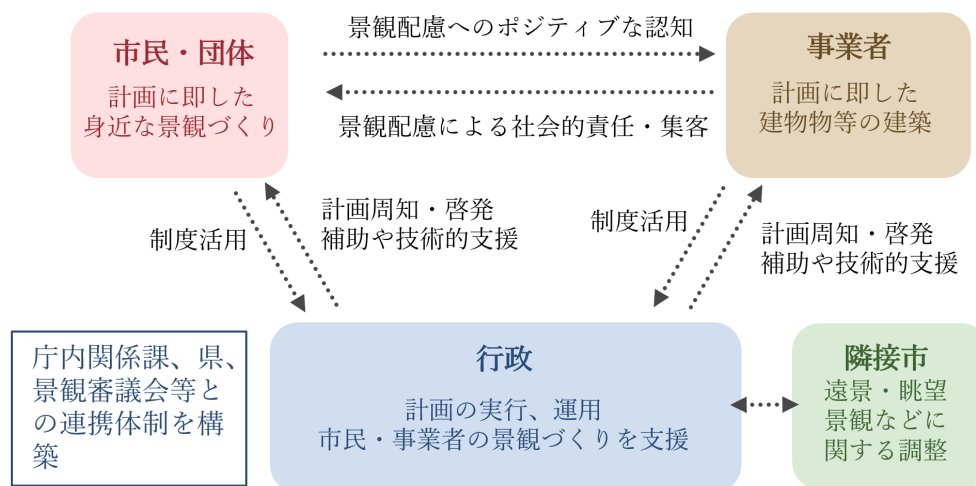
公 民

大学や景観アドバイザー、景観サポーター、景観づくり団体と連携し、地域でのワークショップ等を実施することにより景観づくりへの意識啓発を行います。

2 景観づくりの推進体制

1. 景観づくりの推進体制

1) 推進体制



(1) 行政・市民・事業者の協働

行政、市民、事業者それぞれが、できることから景観づくりに取り組み、互いに協力し合い相乗効果をもたらすような協働の体制づくりを目指します。

(2) 専門家等による支援体制構築

建築、広告物、色彩、景観等、多様な知見を持つ専門家による支援体制を構築し、良質な景観づくりを推進します。

届出や公共施設のうち景観上大きな影響があると判断されるものや景観行政に関わる重要な事項等の調査及び審議は専門家や地域団体、公募市民等からなる景観審議会で行います。

(3) 庁内関係各課の連携

景観は多様な要素から構成されていることを庁内関係課の共通認識とし、横断的に景観づくりに取り組みます。

(4) 周辺自治体や関係機関との調整及び連携

眺望景観や広域景観に影響があると判断される事案に対しては周辺自治体と調整連携を行います。

河川用水や道路等埼玉県や国が所管する公共施設の景観誘導において関係機関と調整連携を行います。

2) 推進スケジュール

	中項目	内容	短期 (概ね5年以内に着手)	中長期 (概ね5～10年以内に着手)
骨格となる景観づくり	(1)建築物・工作物の景観誘導	事前協議制度等を活用した届出制度の運用	運用開始	
	(2)屋外広告物の景観誘導	県条例の届出制度及び独自の事前協議制度の運用	運用開始	
	(3)公共施設の景観誘導	ガイドラインの策定	ガイドライン策定 → 運用開始	
	(4)重点的な景観づくり	景観づくり推進地区・景観づくり重点地区の指定	優先度の高い地区から順次検討	
身近な景観づくり	(1)点の強化	景観重要建造物・樹木の指定		順次指定
		新たな景観資源の創出		空き家、空き店舗、低未利用地の活用推進
		個人や地域で始める景観づくり	軒先の清掃や植栽・花植え等、外からの見え方への配慮 身近な公園や河川用水の美化活動等への参加	
	(2)点をつなぐ線づくり	まち並みづくり認定制度の推進	制度構築 検証 → 運用開始	
		巡りたくなる道づくり	交通結節点や街路空間の整備、休憩施設やサイン等の整備	
			自転車走行空間やサイン等の整備・維持管理 シェアモビリティの拡充	
			回遊ルートの整備やルートの魅力化、周知 ルートの美化活動や植栽・花植え等への参加	
	(3)界わい・エリアの形成	景観資源のネットワーク化		蓄積された景観資源を活かしたイベント実施、回遊マップ・グッズの作成等
景観づくりの普及啓発	(1)景観サポーター制度		制度構築	運用
	(2)景観づくり団体の認定等		制度構築	運用
	(3)景観づくりへの啓発		取組の試行	継続的に実施

3) 推進方法

(1) 推進目標の設定

行田市基本構想及び行田市実施計画と連動し、以下の項目について推進目標を設定します。

「景観について魅力」を感じている人の割合

※アンケート調査で「非常に魅力を感じる」「どちらかといえば魅力を感じる」と答えた人の割合

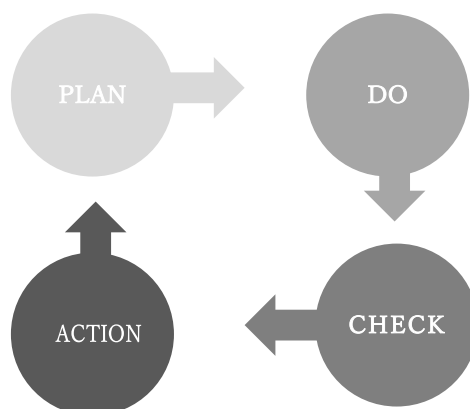
基準値 (R5)	28.4%
目標値 (R6)	30.0%
(R8)	33.2%
(R20)	50%超

(2) 評価と見直し

5年に一度を目安として、推進方策の実施・進捗状況や成果を報告し、今後取り組むべき事項について検討する場を庁内又は景観審議会等で設定します。

景観計画に定める
推進方策

新たな課題への対応等
推進方策の改善



各方策を各主体が
連携して実施

庁内会議や景観審
議会において実施
事項や成果を確認

資料編

1 検討体制

1. 検討体制
2. 庁内検討委員会
3. 策定委員会

2 検討フロー

1. 検討フロー

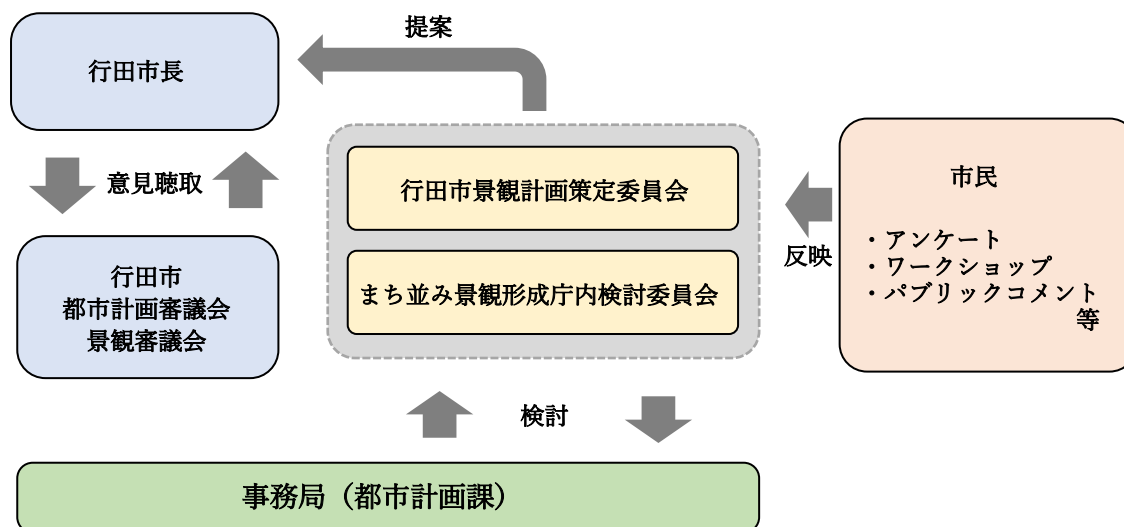
3 市民周知及び意見収集

1. 市民アンケートの実施
2. 市民ワークショップの実施
3. パブリックコメントの実施

4 用語集

1. 検討体制

1) 検討体制



2) まち並み景観形成市内検討委員会

市内の意見収集や各種計画との整合を図る観点から検討委員会を組織し、検討しました。委員は以下のとおりです。

委員	総合政策部（企画政策課長）、環境経済部（商工観光課長、環境経済部副参事）、建設部（管理課長、道路治水課長）、生涯学習部（文化財保護課長）、都市整備部（都市整備部長、建築開発課長、都市計画課長、都市整備部副参事）	
開催時期と 主な議題	第1回：令和5年11月13日	策定経緯、スケジュール、景観特性・課題と基本的な方向性
	第2回：令和6年3月12日	基本編
	第3回：令和6年9月25日	ビジョン編、基準編
	第4回：令和6年12月13日	推進編、景観条例
	第5回：令和7年3月19日	計画素案

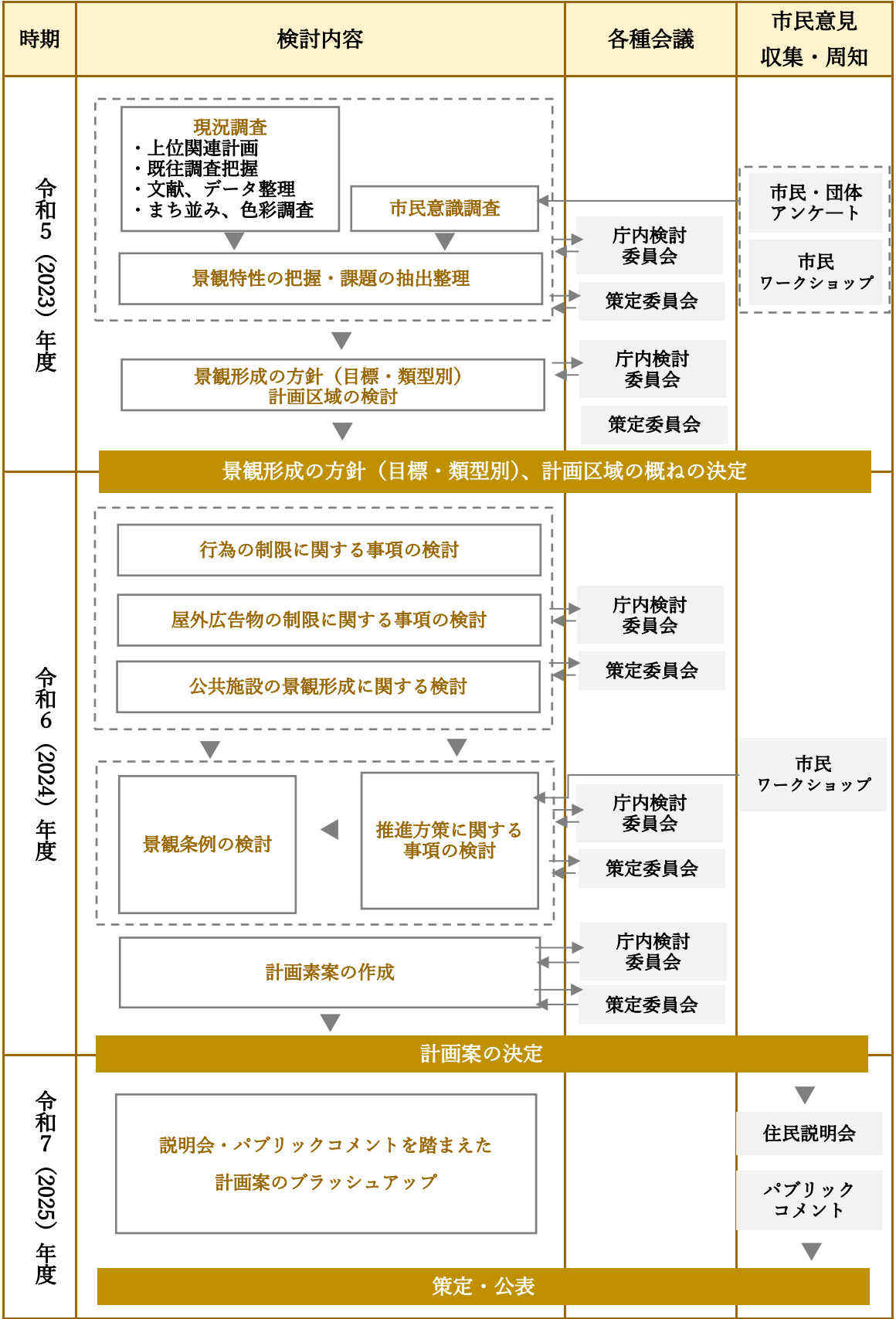
3) 行田市景観計画策定委員会

各種計画や施策との整合性を図る観点から策定委員会を組織し、検討しました。委員は以下のとおりです。

委員	大竹 由夏	委員長	ものづくり大学
	田邊 学	副委員長	(株)カラープランニングセンター 代表取締役
	吉岡 かつよ	委員	一般社団法人埼玉建築士会
	戸塚 昌利	委員	行田商工会議所
	大野 泰希	委員	公益社団法人行田青年会議所
	宮本 伸子	委員	NPO 法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク
	田村 隆次	委員	NPO 法人忠次郎蔵
	栗岡 真理子	委員	行田市文化財保護審議会（令和 5 年 12 月～令和 6 年 3 月）
	中野 万紀子	委員	行田市文化財保護審議会（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）
	福原 紀明	委員	利根地域振興センター
	岡田 幸恵	委員	公募による市民委員
開催時期 主な議題	第 1 回：令和 5 年 12 月 18 日		策定経緯、スケジュール、景観特性・課題と基本的な方向性
	第 2 回：令和 6 年 3 月 22 日		基本編、ビジョン編
	第 3 回：令和 6 年 10 月 24 日		基準編
	第 4 回：令和 6 年 12 月 26 日		推進編、景観条例
	第 5 回：令和 7 年 3 月 28 日		計画素案

2. 検討フロー

1) 検討フロー



3. 市民周知及び意見収集

1) 市民・団体アンケートの実施

[illegible]

2) 市民ワークショップの実施

■第1回

■第2回

3) パブリックコメントの実施

実施期間	令和7年10月10日(金)～11月10日(月)
実施方法	・都市計画課（水道庁舎2階）、市政情報コーナー、南河原支所、市ホームページでの景観計画（案）の縦覧 ・意見を持参・郵送、FAX、Eメールで受付
実施結果	意見提出数： 意見件数：

4. 用語集

あ 行

RC 造

鉄筋コンクリート造の略称。鉄筋とコンクリートを組み合わせて建物を支える構造のこと。

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

か 行

近隣商業地域

用途地域的一种で、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。

協働

複数の主体が目標を共有し、目標達成に向けて、それぞれの自主性・自立性の下に相互に補完し協力し合うこと。

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県になるが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制等の業務を行う。

形態・意匠

建築物や工作物の形状や模様、色彩等を指し、視覚を通じて美感を生み出すもの。

建築面積

建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線（ひさし、軒等で外壁等の中心線から水平距離 1m 以上突き出している場合には、その端から 1m 後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積のこと。

後背湿地

自然堤防の背後にある低湿地。洪水時にあふれた水が、自然堤防に妨げられて流路に戻れないために、沼や湿地となる。

工業地域

用途地域的一种で、主として工業の利便を増進するために定める地域であり、住宅や一定規模の店舗等は建てることのできる。

工業専用地域

用途地域的一种で、重工業の工場等、工業の利便を増進するために定める地域であり、住宅、店舗等は建てることのできない。

さ 行

シェアモビリティ

自動車や自転車等の移動手段を複数人で共有して利用するサービス。

祠堂（しどう）

祖先の霊や神仏を祀る建物又は寺院で檀家の位牌を安置する堂。

シビックエリア

庁舎を中心とした公共施設等が集中的に立地する区域。

準工業地域

用途地域的一种で、軽工業の工場等、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域。

商業地域

用途地域的一种で、都市の中心部で、主として商業その他の業務の利便を増進するために定める地域。

遵守

きまり・法律・道理等に従い、それを守ること。

た 行

太陽電池モジュール

太陽光エネルギーを電気エネルギーへと変換する装置のことで、一般的に太陽光パネルとも呼ぶ。

第一種低層住居専用地域

用途地域の一つで、低層住居の環境を守るための地域であり、小規模な店舗、事務所を兼ねた住居や小中学校等は建てることことができる。

第一種中高層住居専用地域

用途地域の一つで、主に低層住居の環境を守るための地域であり、一定規模の店舗や小中学校等は建てることことができる。

第一種住居地域

用途地域の一つで、住居の環境を守るための地域であり、一定規模の店舗、事務所、ホテル等は建てることことができる。

第二種住居地域

用途地域の一つで、主に住居の環境を守るための地域であり、店舗、事務所、ホテル、カラオケボックス等は建てることことができる。

地縁組織

同じ地域に住む人々によって形成された団体。自治会や町内会等。

地区計画

都市計画法に基づいて、都市計画区域内の特定の地区について、公共施設の配置や規模、用途や形態に関するルール等を定めることことができる制度。都市計画全体の計画と異なり、地区の特性や目的に合った詳細な計画を定めることことができる。

沖積平野

川によって運ばれた土砂が堆積してできた平野。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。本市の都市計画に関する長期的な指針を示す「羅針盤」の役割を担うもの。

な 行

日光脇往還（にっこうわきおうかん）

八王子から日光までを結ぶ街路。

法面

道路、堤防等の築造や宅地造成等の際に、切土あるいは盛土によって生じた土の斜面。

は 行

物件の堆積

屋外において堆積するもので、土石、廃棄物、再生資源、その他の物件（建設用資材・器材、運搬用パレット、木材・金属の原材料・製品等）をいう。

防眩仕様（ぼうげんしょう）

まぶしさを防ぐための機能や加工のことで、太陽電池モジュール（パネル）の表面に特殊な加工を施し、光の反射を抑えて眩しさを低減させる技術をいう。

ま 行

埋没台地

最終氷期に形成された谷や段丘が、海面上昇に伴う沖積層の堆積によって埋まった地形。

まち並み景観形成先導モデル事業

「まち並み景観形成先導モデル事業」として八幡通りが採択を受け、行田ならではの環境や特徴を活かした統一感のあるまち並み景観整備を加速させ、にぎわいの創出等につなげることを目的に、沿線建築物の外観修景整備を実施した。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線等をまとめて収容する電線共同溝等の整備による 電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線等により道路から電柱をなくすこと。

や 行

屋敷稲荷

屋敷地の一部等で、屋敷の守護神として祀られる稲荷社。

擁壁

高低差のある宅地や斜面地等で土砂が崩れるのを防ぐために設ける土留め壁のこと。

ら 行

ルーバー

羽板（はいた）と呼ばれる細長い板又は羽板状の部材を平行に複数並べたもの。